**更新登録申請**

電気工事業法に基づく登録の有効期間は５年ですから、引き続き電気工事業を営もうとする登録電気工事業者は、登録の有効期間満了までに下記の更新の登録申請をしなければなりません。

なお、**有効期間を経過した場合は廃止とみなし、新規登録が必要**となりますので、早めに申請を行ってください。大阪府では、更新の登録申請は、有効期間満了の日の２ヶ月前から受付を行っています。

|  |  |
| --- | --- |
| 個人の場合 | 法人の場合 |
| ・更新登録申請書　≪様式第２≫ | ・更新登録申請書　≪様式第２≫ |
| ・誓　約　書 （例示１） | ・誓　約　書 （例示２） |
|  | ・登記事項証明書　（３カ月以内） |
| ・主任電気工事士等の電気工事士免状の写し  （第一種電気工事士の場合、講習受講記録を含む） | ・主任電気工事士等の電気工事士免状の写し  （第一種電気工事士の場合、講習受講記録を含む） |
| ＜主任電気工事士を雇用している場合＞  ・主任電気工事士の雇用(在職)証明書  (例示４) | ＜主任電気工事士を雇用している場合＞  ・主任電気工事士の雇用(在職)証明書  (例示４) |
| ・登　録　証  ≪紛失の場合は、発見時には返納する旨の誓約書（例示５）を添付して下さい≫ | ・登　録　証  ≪紛失の場合は、発見時には返納する旨の誓約書（例示５）を添付して下さい≫ |
| ・手数料　12,000円 | ・手数料　12,000円 |

**※主任電気工事士等が第一種電気工事士で講習を受講していない場合、更新できないことがあります。**

**（注）みなし登録電気工事業者、みなし通知電気工事業者は、建設業許可を更新するたびに変更届（通知）を提出する必要があります。遅滞なく届出を提出してください。**

申請書について

記入上の注意

・住所及び氏名は、住民票もしくは登記事項証明書通りに記入してください。

・住所と営業所が異なる場合、住所には住民票所在地を記載し、所在の場所（所在地）には、営業所の所在地を記載してください。

・主任電気工事士等実務経験証明書の記入誤りが多いので、お間違いのないよう記入例をよくお読みください。

その他の注意事項

・申請書類は、2部（1部はコピーで可）を提出してください。

・登録証は申請後、審査のうえ、約2週間で郵送いたします。

（参考）誓約書に係る条文

電気工事業に業務の適正化に関する法律

（第6条第1項）経済産業大臣又は都道府県知事は、登録申請者が次の各号の一に該当する者であるとき、又は登録申請書若しくはその添附書類に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 　この法律、[電気工事士法第三条第一項](http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxrefer.cgi?H_FILE=%8f%ba%8e%4f%8c%dc%96%40%88%ea%8e%4f%8b%e3&REF_NAME=%93%64%8b%43%8d%48%8e%96%8e%6d%96%40%91%e6%8e%4f%8f%f0%91%e6%88%ea%8d%80&ANCHOR_F=1000000000000000000000000000000000000000000000000300000000001000000000000000000&ANCHOR_T=1000000000000000000000000000000000000000000000000300000000001000000000000000000#1000000000000000000000000000000000000000000000000300000000001000000000000000000) 、第二項若しくは第三項又は[電気用品安全法](http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxrefer.cgi?H_FILE=%8f%ba%8e%4f%98%5a%96%40%93%f1%8e%4f%8e%6c&REF_NAME=%93%64%8b%43%97%70%95%69%88%c0%91%53%96%40&ANCHOR_F=&ANCHOR_T=) （昭和三十六年法律第二百三十四号）[第二十八条第一項](http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxrefer.cgi?H_FILE=%8f%ba%8e%4f%98%5a%96%40%93%f1%8e%4f%8e%6c&REF_NAME=%91%e6%93%f1%8f%5c%94%aa%8f%f0%91%e6%88%ea%8d%80&ANCHOR_F=1000000000000000000000000000000000000000000000002800000000001000000000000000000&ANCHOR_T=1000000000000000000000000000000000000000000000002800000000001000000000000000000#1000000000000000000000000000000000000000000000002800000000001000000000000000000) の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 　第二十八条第一項の規定により登録を取り消され、その処分のあつた日から二年を経過しない者

三 　登録電気工事業者であつて法人であるものが第二十八条第一項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前三十日以内にその登録電気工事業者の役員であつた者でその処分のあつた日から二年を経過しないもの

四 　第二十八条第一項又は第二項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間中に電気工事業を廃止した者であつてその停止の期間に相当する期間を経過しないもの

五 　法人であつて、その役員のうちに前四号の一に該当する者があるもの

六 　営業所について第十九条に規定する要件を欠く者

（参考）電気用品安全法第28条第1項は、PSEマークが表示されていない電気用品を電気工事に使ってはいけないという趣旨の条文です。

|  |  |
| --- | --- |
| ×整理番号 |  |
| ×審査結果 |  |
| ×受理年月日 | 年　　月　　日 |
| ×登録番号 |  |

様式第2（第2条）

**登録電気工事業者更新登録申請書**

　令和　　年　　月　　日

大　阪　府　知　事　様

住　　　 所

電 話 番 号

氏名又は名称

法人にあっては

代　表　者　名

電気工事業の業務の適正化に関する法律第3条第3項の登録を受けたいので、同法第4条第1項の規定により次のとおりに申請します。

１　現在の登録の年月日及び登録番号

　　平成・令和　　　　年　　　月　　　日　　大阪府知事登録第　　　　　―　　　　　号

２　営業所等

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 営　業　所  の　名　称 | | 所在の場所 | 電気工事の  種　　　類 | 主任電気工事  士等の氏名 | | 電気工事士免状の種類、  交付都道府県名、交付番号  及 び 交 付 年 月 日 |
|  | ﾌﾘｶﾞﾅ |  |  |  | ﾌ ﾘ  ｶﾞﾅ | 第　　　種電気工事士免状  都　道  府　県  第　　　　 　　号  昭和・平成・令和  年　　月　　日交付 |

３　法人にあっては、その役員の氏名

（備考）１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

　　　　２　×印の項は、記載しないこと。

　　　　３　電気工事の種類の欄には、「一般用電気工作物」又は「自家用電気工作物」を記載すること。

　　　　４　主任電気工事士等の氏名の欄には、その者が法第19条第2項に該当する場合にあっては

※印を付すること。

　　　　５　自家用電気工作物に係る電気工事のみを行っている営業所については、主任電気工事士等

の氏名の欄及び電気工事士免状の種類及び交付番号の欄には記載することを要しない。

＜例示１＞　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（個人用）

誓　　約　　書

令和　　年　　月　　日

大　阪　府　知　事　様

住　　所

氏　　名

私及び下記営業所に置く主任電気工事士は「電気工事業の業務の適正化に関する法律」

第６条第１項第１号から第４号までに該当しない者であることを誓約します。

　　主任電気工事士に関する事項

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 営業所名 | 氏　　名 | 電気工事士免状の種類及び交付番号 |
|  |  | 第　種電気工事士免状  大阪府・（　　　　　　）都道府県  第　　　　　　　　　号  昭和・平成・令和　　年　 月　 日　交付 |

＜例示２＞ 　　　　　　　　　　　　　（法人用）

誓　　約　　書

令和　　年　　月　　日

大　阪　府　知　事　様

住　　　　　所

名　　　　　称

代　表　者　名

当社及び当社の役員は「電気工事業の業務の適正化に関する法律」第６条第１項第１号から第５号までに該当しない者であることを誓約します。

　また、下記の営業所に置く主任電気工事士は同法律第６条第１項第１号から第４号までに該当しない者であることを誓約します。

主任電気工事士に関する事項

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 営業所名 | 氏　　名 | 電気工事士免状の種類及び交付番号 |
|  |  | 第　　種電気工事士免状  大阪府・（　　　　　　）都道府県  第　　　　　　　　　号  昭和・平成・令和　　年　 月　 日　交付 |

＜例示４＞

雇　用　(在　職)　証　明　書

令和　　年　　月　　日

大　阪　府　知　事　様

住　　　　　所

申　請　者　　氏名又は名称

法人にあっては

代　表　者　名

下記の者は、私（当社）の従業員（役員）であることを証明します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 主任電気工事士の氏名 |  |
| 主任電気工事士の住所 |  |
| 電気工事士免状の種類  及び交付都道府県名 | 第　　種電気工事士免状  大阪府・（　　　　　　）都　道　府　県 |
| 交付番号及び交付年月日 | 第　　　　　　　号  昭和・平成・令和　　　年　　　月　　　日 |
| 勤　務　年　月　日　 　昭和・平成・令和　　　年　　　月　　　日  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（勤続約　　　年） | |

＜例示５＞

誓　　約　　書

　　令和　　年　　月　　日

大　阪　府　知　事　様

住　　　　　所

氏名又は名称

法人にあっては

代　表　者　名

本申請または届出に際し登録証を返納しなければなりませんが、紛失のため、返納する

ことができません。

つきましては、発見した際には直ちに届け出ることを誓約します。